

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 48 条に基づく一時金に対する所要の規定の整備	
税 目	国税徴収法（国税徴収法施行令第 35 条第 3 項） 所得税（所得税法施行令第 72 条第 1 項）	
要 望 の 内 容	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律第 101 号。以下「平成 13 年統合法」という。）附則第 48 条の規定に基づく一時金（以下「特例老齢農林一時金」という。）について、国税徴収法に規定する保険制度に基づく給付の差押禁止の対象とすること等。</p>	
	減収見込額 （平年度）	－ 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 他の社会保険制度に基づく一時金等と同様の課税関係とすることにより課税の公平性を確保し、公的年金制度である農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例老齢農林一時金は、平成 14 年 4 月の厚生年金保険制度と農林漁業団体職員共済組合制度との統合に伴い、旧農林共済組合員期間が短い者が増加することによる少額年金者への支給の対応として措置されるものである。この一時金は、平成 22 年 4 月施行の政令改正によりその支給方法について規定することとなるが、特例老齢農林一時金は、将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにするものである。このことにより、低額の年金を支給し続けることによる支給者、受給者の事務負担も軽減するものである。 特例老齢農林一時金は、退職を機会として将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにすることから、他の社会保険制度に基づく退職手当等とされる給付と同様に国税徴収法に基づく差押禁止にすることにより、農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営を図る必要がある。 また、所得税法施行令第 72 条第 1 項第 2 号において平成 13 年統合法附則の規定に基づく一時金は退職手当等とみなすこととされており、今般の一時金も平成 13 年統合法附則の規定に基づく一時金に該当し、退職手当等とみなされる一時金に該当することを確認する必要がある。 <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>本件要望は、平成 13 年統合法附則第 47 条の規定に基づく特例一時金が現在、退職手当等とみなされ差押制限の措置が講じられていること及び他の社会保険制度における取扱いと整合させるものであり、農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営に不可欠である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	—
	政策の達成目標	・ 他の社会保障制度に基づく一時金等と同様の課税関係とすることによる課税の公平性の確保
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	・ 他の社会保障制度に基づく一時金等と同様の課税関係とすることによる課税の公平性の確保
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 国民年金が発足する昭和 36 年 4 月前の旧農林共済組合員期間に係る特例年金給付の支給に要する経費については国庫補助を行っており、特例老齢農林一時金についても当該期間に係る部分について国庫補助を行う（国庫補助額 15.8 百万円）。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・ 特例老齢農林一時金の円滑な運営の観点から、一時金受給者に対する税制面の措置と併せ、一時金を支給する農林漁業団体職員共済組合に対して特例年金給付と同様の国庫補助を行うものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

—